

地域や社会の課題を横浜市との“協働”で解決！

## 令和3年度 市民協働事業の提案 募集要項

子育て支援や高齢者支援、地域の居場所づくり、防災、コミュニティづくり など協働による地域課題解決のための提案や、「住みたくなる、住み続けたいとなるようなまちづくり」につながるような市民協働事業の提案をお寄せください。

審査を経て採択された提案には、実現に向けたアドバイスやコーディネート、活動資金の助成などの支援メニューがあります。

詳細については、下記へ相談ください。

### お問い合わせ

横浜市市民協働推進センター

受付時間 9時00分～17時15分（土日祝日を除く）

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市役所 1階

（電話）045-671-4732 （FAX）045-223-2888

（お問い合わせフォーム）<https://kyodo-c.city.yokohama.lg.jp/contact/>

## 1 協働の提案支援の趣旨

- 横浜市市民協働条例（以下「条例」という。）は、市民協働に関する基本的事項を定めることにより、市民等が自ら広く公共的又は公益的な活動に参画することを促進し、自主的・自律的な市民社会の形成に資することを目的に、平成25年4月1日に施行されました。
- 協働事業の提案は市から公正な方法により相手方を選定する（条例第9条）ほか、条例の第10条には、市民等から市に対して、市民協働事業の提案ができることが規定されています。本事業は市および市民等からの提案のいずれも対象です。
- 横浜市では、この提案制度が多様な市民によって取り組まれ、市民発意の先駆的な柔軟な発想を活かした地域や社会の課題解決やまちの魅力づくりにつながる制度として運営していけるよう、必要な支援や市の体制、環境づくりについて「協働事業の提案支援」を実施します。

## 2 応募要件

### （1）応募者の要件 次の要件をすべて満たすもの

- ・ 横浜市内において、公共的又は公益的な活動を行っている法人、団体であること。
- ・ 自らが主体となって課題解決、まちの魅力づくり等を行う意欲があること。

※暴力団員等（横浜市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人をいう。）は対象外とします。

### （2）助成金の対象となる市民協働事業提案の要件

次の要件をすべて満たすもの

- ・ 公益的、社会貢献的な事業であって、協働事業を提案する市民等と横浜市が協働して取り組むことによって地域課題や社会的課題の解決が図られるもの
- ・ 実施を前提とした事業で、協働事業を提案する市民等が実施することが可能であるもの

#### ※対象外となるもの

- ・ 営利を目的としたもの
- ・ 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ・ 政治、宗教、選挙活動
- ・ 施設等の建設及び整備を目的とするもの
- ・ 地区住民の交流、親睦を目的とするイベント
- ・ 国や他の自治体および横浜市が実施している制度による助成を受けているもの

### 3 助成（支援）内容

- 採択された事業の実現性を高めるために、市民局等が取組に関するアドバイスなどの伴走支援を行います。
  
- 提案の事業化に向けて必要な経費の一部を選考により助成します。1事業につき上限30万円、令和3年度は4団体を予定しています。（※審査時点で予算上限に達していた場合は交付ができないことがあります。なお、助成金の交付を伴わない場合や、提案内容を検討中の案件についても、申請に向けた相談は随時受付しております。）
  
- 助成期間は単年度となります。

#### 【助成金対象経費】

本事業の実施に**直接要するもの**で、次の経費とします。

- (1) 給料手当、通勤費、法定福利費などの人件費
- (2) 業務委託費、諸謝金、印刷製本費、会議費、旅費交通費、車両費、通信運搬費、消耗品費、修繕費、水道光熱費、地代家賃、賃借料、保険料、諸会費、手数料などの経費
- (3) その他市長が必要と認めるもの

### 4 選考方法

横浜市が設置する学識経験者や市民活動実践者等から構成される横浜市市民協働推進委員会（横浜市市民協働推進センター事業部会）が審査基準に従い、書面審査、プレゼンテーション審査等を踏まえ総合的に審査します。（※委員の名簿は別紙参照）

横浜市市民協働推進委員会からの審査結果を踏まえ、市長が採択団体を決定します。

#### （1）審査の方法

応募書類の書面審査、団体によるプレゼンテーション審査等により総合的に判断します。（審査基準については表1を参照してください。）

#### （2）審査結果

提案の採択／不採択については、表2の基準点数にもとづき決定します。

助成金を申請した場合は、表2の基準点数にもとづき助成の可否を決定します。

選考結果については、団体宛に別途通知します。

【表1】 審査基準

審査基準	地域課題・社会課題の把握	・地域課題やニーズに沿った取組になっているか ・事業の目的が明確になっているか	20点
	協働の必要性・手法	・協働だからこそ得られる成果が示されているか ・行政と協働しなければ事業目的が達成できないか	20点
	実現性	・市との役割分担が協議されているか ・団体として協働事業に取り組む体制が整っているか、今後整う可能性があるか	20点
	効果	・事業を実施することにより、受益者や地域により効果があるか ・市民満足度の向上につながるか	20点
	発展性	・他の地域へ波及していくか ・今後の事業継続が必要な場合、手法等が考えられているか	20点

【表2】 提案の採択および助成金交付の基準点数

平均点数	提案の採択／不採択	助成金の交付／不交付
60点以上	採択	交付
60点未満	不採択	不交付

※予算を超える申請があった場合は、点数の高いものから交付

## 5 応募方法・応募書類

### (1) 応募方法

#### ア 事前相談

はじめに横浜市市民協働推進センターにご相談ください。提案内容の確認や提案事業の関連部署との調整をいたします。

#### イ 提案書の作成

関連部署との調整結果をふまえて、提案書を作成します。

#### ウ 応募書類の提出

下記(2)の応募書類を郵送もしくは直接持参してください(持参の場合は要予約)。

### (2) 応募書類

#### 【助成金を申請しない場合】

- ① 市民協働提案事業提案書(提案支援事業)(第1号様式)
- ② 市民協働提案事業計画書(提案支援事業)(第2号様式)

③ 市民協働提案事業収支予算書（提案支援事業）（第3号様式）

④ 市民協働事業 提案者の概要書（第4号様式）

**【助成金を申請する場合】**

上記①～④に加え、

⑤市民協働事業助成金交付申請書（第5号様式）

※第2号様式～第4号様式について、本市が別に定める様式がある場合はそれにかえて提出することも可とします。

**【提出先】**

横浜市市民協働推進センター

受付時間 平日：9時00分～17時15分（土日祝日を除く）

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市市役所 1階

（電話）045-671-4732 （FAX）045-223-2888

（お問い合わせフォーム）<https://kyodo-c.city.yokohama.lg.jp/contact/>

## 6 その他

### （1）情報公開

応募書類は、原則として情報公開の対象となります。ただし、特定の個人が識別されたり団体の正当な利益を害したりするおそれがある情報などは、公開しない場合があります。

### （2）個人情報の取扱

応募書類にご記入いただいた個人情報は、本事業の目的以外には使用いたしません。

### （3）助成金の継続について

助成は原則単年度ですが、継続して助成を受けたい場合、応募は6月までに書類をご提出ください。申し込みできるのは3年までとし、継続にあたっては、前年通りの申請とするのではなく前年の事業を発展させた内容としてください。また審査時に予算上限に達する場合、新たに提案をいただいた事業を優先して助成することがあります。

### （4）制度に関するお問い合わせ

市民協働事業の提案支援制度に関するお問い合わせは、横浜市市民局市民協働推進課までご連絡ください。

**市民局市民協働推進課**

受付時間 9時00分～17時15分（土日祝日を除く）

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

横浜市市役所 12階

(電話) 045-671-4734 (FAX) 045-223-2032

(メールアドレス) sh-shiminkyodo@city.yokohama.jp

## 7 書類提出から選考までのスケジュール

事前相談期間	令和3年5月末まで	市民協働推進センターにご相談ください。
申請書類 受付期間	令和3年6月末まで受付 ※予算の状況によって追加募集を する場合がございます。(新規事業のみ)	応募書類を郵送もしくは市民協働推進センターに持参して提出。
プレゼンテーション審査	令和3年7月頃 市民協働推進委員会(横浜市市民協働推進センター事業部会)	応募された団体に対し、プレゼンテーション審査を行います。 書面審査、プレゼンテーション審査を踏まえ、横浜市市民協働推進委員会委員会で提案の採択や助成金を支出することが適切かどうか等について審査します。
選考結果通知	審査より約1か月後	委員会での審査を踏まえ、市長から選考結果を通知します。
取組開始	採用通知後	採択された団体は、市と協働して事業に取り組んでいただきます。 ※助成金の交付までには少々お時間をいただく場合があります。

※6月の応募・審査で助成額が予算上限に達していない場合は、7月以降の応募についても随時受け付けます。

(第1号様式)

## 市民協働提案事業提案書（提案支援事業）

横浜市 市長

令和 年 月 日

提案者・団体名	
所在地	
肩書き・ 代表者氏名等	

横浜市と協働により課題解決を図るため、次のとおり市民協働提案支援事業に提案します。

<b>提案事業名</b>					
<b>提案事業の活動分野</b> (該当の分野1つだけに○をしてください。なお、活動分野が複数の場合は、最も主なものに○をしてください。)					
<input type="checkbox"/>	保健・医療・福祉	<input type="checkbox"/>	災害救援	<input type="checkbox"/>	科学技術
<input type="checkbox"/>	社会教育	<input type="checkbox"/>	地域安全	<input type="checkbox"/>	経済活動
<input type="checkbox"/>	まちづくり	<input type="checkbox"/>	人権擁護・平和	<input type="checkbox"/>	職業能力開発・雇用機会拡充
<input type="checkbox"/>	観光	<input type="checkbox"/>	国際協力	<input type="checkbox"/>	消費者の保護
<input type="checkbox"/>	農山漁村・中山間地域	<input type="checkbox"/>	男女共同参画	<input type="checkbox"/>	市民活動支援
<input type="checkbox"/>	文化・芸術・スポーツ	<input type="checkbox"/>	子どもの健全育成	<input type="checkbox"/>	その他 ( )
<input type="checkbox"/>	環境	<input type="checkbox"/>	情報化社会	<input type="checkbox"/>	
<b>事業目的 及び事業概要</b>					
<b>協働を希望する 横浜市の所属</b>					
<b>助成金の要否</b>	<input type="checkbox"/> 交付希望 (                      万円) (助成金名:                      ) <input type="checkbox"/> 交付不要				

【添付書類】 提出にあたっては、次の書類を添付してください。

- ・ 市民協働事業計画書（第2号様式）
- ・ 市民協働事業収支予算書（第3号様式）
- ・ 市民協働事業提案者の概要書（第4号様式）
- ・ 団体の前年度活動報告書及び前年度収支計算書
- ・ 団体の当該年度活動計画書及び当該年度収支予算書
- ・ 団体の定款、規約、会則等
- ・ 団体の会員名簿及び役員名簿

※「事業名」「提案者・団体名」「目的・概要」は、ホームページ等により公表します。また、提出された書類等については、情報公開の対象となります。

(第2号様式)

## 市民協働提案事業計画書（提案支援事業）

提案者・団体名

---

**実施する市民協働事業の計画**

<b>提案事業名</b>
<b>1 【提案事業の全体像について】（事業の内容、事業スケジュール、収支予算の考え方など）</b>
<b>2 【課題の把握について】（どのような課題やニーズに基づいて発案したのか、提案事業を実施する目的は何か、この提案事業を実施する必要はどこにあるのかなど）</b>
<b>3 【実施手法・協働の必要性について】（提案事業を実施するために行政と協働する必要性について、協働によりどのようなことが可能になるのか、行政が取り組みの中で担う役割など）</b>
<b>4 【実現性について】（行政との役割分担、団体としてどのような体制で事業に取り組むか）</b>
<b>5 【事業効果について】（事業を実施することによりどのような効果があるのか、市民満足度の向上にどうつながるかなど）</b>
<b>6 【発展性について】（事業が他の地域や他の団体へ波及できるか、また、次以降継続していく場合、どのような手法（体制・収入）により行うか）</b>

※必要に応じ別紙添付可

(第3号様式)

## 市民協働事業収支予算書（提案支援事業）

提案者・団体名 \_\_\_\_\_

<b>提案事業名</b>	
--------------	--

科目	金額	備考
《収入の部》		
収入合計（A）		
《支出の部》		
支出合計（B）		
当期収支差額（A）－（B）		

※必要に応じ別紙添付可

(第4号様式)

市民協働事業 提案者の概要書

提案者・団体名	(ふりがな)	
所在地	〒	
代表者氏名	(ふりがな)	
	連絡者氏名 住所 電話 ( ) FAX ( ) e-mail : @ ホームページアドレス	
設立(活動)開始年月 (NPO 法人設立年月)	年 月	活動歴 年 か月 (令和 年3月末日現在) (NPO 法人設立 年 月)
会員数 (構成員数)	個人 : 団体 :	入会条件
主な活動地域	横浜市内 区 その他 ( )	
広報関係の有無	(会報、広報誌等の発行) 有 (年 回発行) / 無	
	(ホームページ) 有 (URL ) / 無	
活動等の目的		
主な活動		
これまでに助成金 や委託を受けた実績	※これまでに市や他の行政機関から事業を受託したことがある場合は、事業名・委託契約先名・受託時期を、また、これまでに市や他の行政機関、民間団体等から助成金を受けたことがある場合は、名称、助成団体、金額、時期等を記入してください(過去5年間程度)。	

市民協働事業助成金交付申請書

令和 年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 (代表者)

住所

氏名

(団体にあつては、名称及び代表者氏名)

市民協働事業助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。申請にあたって、横浜市補助金等の交付に関する規則および市民協働事業の提案支援実施要綱を遵守します。

1 市民協働事業名

\_\_\_\_\_

2 申請金額

¥ \_\_\_\_\_

申請額から、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を差し引いていますか

いる

いない

別紙

## 【横浜市市民協働推進委員会（第4期） 委員名簿】（委員長を除き五十音順・敬称略）

中島 智人（委員長）	産業能率大学経営学部教授
池田 誠司	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会地域活動部長
坂倉 杏介	東京都市大学都市生活学部准教授
鈴木 伸治	横浜市立大学大学院都市社会文化研究科教授
林 重克	特定非営利活動法人オールさこんやま理事長 旭区連合自治会町内会連絡協議会副会長
治田 友香	関内イノベーションイニシアティブ株式会社代表取締役
松岡 美子	一般社団法人フラットガーデン代表理事
森 祐美子	特定非営利活動法人こまちぷらす理事長

## 【横浜市市民協働推進センター事業部会】（部会長を除き五十音順・敬称略）

鈴木 伸治（部会長）	横浜市立大学大学院都市社会文化研究科教授
田辺 由美子	NPO法人くみんネットワークとつか理事
永岡 鉄平	NPO法人フェアスタートサポート代表
林 重克	特定非営利活動法人オールさこんやま理事長 旭区連合自治会町内会連絡協議会副会長
吉武 美保子	NPO法人新治里山「わ」を広げる会 事務局長

※令和3年3月現在